

(公社)仙台市シルバー人材センターポイント制度のご案内

令和5年度版

1. ポイント制度とは

会員の皆さんがセンターの行事や地域班活動へ積極的に参加していただくことを目的としています。定時総会や地域班会議への出席、新規会員紹介に対してポイントを付与します。

2. ポイント対象と付与点数

| 区分 | 条件 | ポイント | |
|-----------|---|------|-------------------|
| 行事 | 定時総会出席(委任状提出も含む) | 50 | 毎年 |
| | センターが指定する研修会・講習会等への参加 | 50 | 都度 |
| | 地域班会議への出席(上限4回まで) | 50 | 都度 |
| 役員 | ブロック代表就任 | 100 | 毎年 4月1日 を基準 |
| | 地域班長就任 | 100 | |
| 会員 紹介等 | 会員紹介(紹介者と紹介されて入会した会員双方に付与) | 100 | 都度 |
| | 同居登録(同一住所にお住いの家族、親族等が会員である場合にそれぞれ付与。郵送物は1部) | 100 | 1回のみ |
| | 「Smile to Smile」に登録し、配分金明細書の送付を希望しない方 ※1 | 300 | 1回のみ |

※1 すでに Smile to Smile に登録している方で、配分金明細書の送付を希望されない場合は、再度 Smile to Smile 利用申込書の提出が必要です。

3. ポイントの有効期間

ポイントの加算は令和5年6月1日からはじめ、貯まったポイントの有効期限は令和8年3月31日までとなります。

4. ポイントの交換方法

貯まったポイントは、年会費の割引にご利用いただけます。1ポイント1円で計算し、500ポイント単位で年会費割引となります。

※ポイントは自動で年会費に充当されませんので、所定の様式(別表4 ポイント交換申請書)での申請が必要です。手続きの方法については、秋頃発行の事務局だよりでお知らせします。

※ポイント管理は事務局でおこないます。ポイントカード等の発行はありません。

5. その他の条件

退会した場合、付与されたポイントは無効となります。ポイントの現金への交換はいたしません。会員間でのポイントの譲渡はできません。

ポイント制度の仕組み、ポイント対象の行事、交換可能なもの、手続方法などは随時見直しを行うこととしています。ご不明な点やご要望がありましたら、事務局へお知らせ下さい。